

# 自動車排出ガス 規制等の あらまし

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」(ディーゼル条例)と「千葉県環境保全条例」(環境保全条例)に基づく自動車排出ガスに関する規制等の概要



■ 各条例の施行日は次のとおりです。

ディーゼル条例(運行規制) 平成15年10月1日

ディーゼル条例(燃料規制) 平成15年 4月1日

環境保全条例 平成15年 4月1日

# ディーゼル車の運行規制

(ディーゼル条例第4条)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支喘息など人の健康への影響が懸念されています。そこで、千葉県では粒子状物質を削減するため、ディーゼル車を規制する条例を定めました。

## 規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、県内での運行が禁止されています。

## 対象地域

千葉県内**全域**です。

## 対象車種

**ディーゼル車**です。(車検証の燃料の種類欄に「軽油」と記載されている自動車です。)  
ただし、**乗用車は規制の対象外**です。



### ●規制対象

車種	ナンバーの分類番号	備考
貨物自動車	1 10~19 100~199	
	4 40~49 400~499	
	6 60~69 600~699	
乗合自動車 (定員11人以上)	2 20~29 200~299 (一部5-,7-)	
特種自動車	8 80~89 800~899	  乗用車を改造した自動車は対象外

### ●規制対象外

車種	ナンバーの分類番号	備考
乗用車	3 30~39 300~399	
	5 50~59 500~599	
	7 70~79 700~799	
特殊自動車	9 90~99 900~999	
	0 00~09 000~099	対象外

埼玉県、東京都、神奈川県でも同様な規制が適用されています。なお、埼玉県、東京都では平成18年4月から規制が強化されています。詳細は各都県にお問い合わせ下さい。

# 使用している車が排出基準に適合しているかを確認します

車検証の「型式」欄に記載された記号(例:KC-)と「初度登録年月」を確認します。

自動車検査証						
自動車登録番号又は車両番号	登録年月/交付年月	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用/事業用の別	車体の形状
千葉 100 お 5954	平成 12年 10月 31日	平成 12年 10月	普通	貨物	自家用	キャブオーバー
車名	乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量	
チバ	3人		3250 kg	3610 kg	7025 kg	
車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重
FE447F580139	669 cm	218 cm	257 cm			
型式	原動機の型式	燃費基準又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
KC-FE447F	4D33	4.21kw	軽油			

この車の場合、下記①に該当し、県内を走行できません。  
(改造車・輸入車・古い車等で記号が不明の場合はお問い合わせください)

1

型式が K-,N-,P-,S-,U-,W-,KA-,KB-,KC-の場合

県内を走行できません。

2

型式が KE-,KF-,KG-,KJ-,KK-,KL-,KP-,KQ-,KR-,KS-,HA-,HB-,HC-,HE-,HF-,HM-,HW-,HX-,HY-,HZ- 等の場合

県の定める基準に適合しています。県内を走行できます。

① に該当する自動車でも、知事が指定する粒子状物質減少装置を装着すれば、県内を走行できます。

ただし、県の排出基準を満たしている場合でも、自動車NOx・PM法対策地域内（P7参照）においては、同法の車種規制により、車両の登録ができない場合があります。登録については、最寄の運輸支局、自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。

九都県市指定PM減少装置  
ステッカー



装着車両の側面等に表示します。

違反車両の使用者又は運転者には運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときは、罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。

荷主は、荷物の受託者が条例を遵守する自動車を使用するよう措置する義務があり、この義務に違反した場合には、勧告や氏名の公表を行う場合があります。

# 環境に与える影響が最小限となるように自動車を使用しましょう!

(環境保全条例 第55条)

## 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針(概要)

### 自動車を使用する事業者は

- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の実態を把握し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質量を計画的に減らす。
- 低公害車や低燃費車を積極的かつ計画的に導入する。
- 共同の輸送・配送、積載効率の向上、自動車以外の輸送手段や効率的な走行ルートの選択により計画的に自動車の使用を抑制する。
- 運転者が適正運転を行うよう教育する。
- 運転者が不要なアイドリングを行わないよう教育する。
- エアークリーナの清掃やタイヤ空気圧の管理などの適正な車両の維持管理をする。

### 自動車を使用する方は

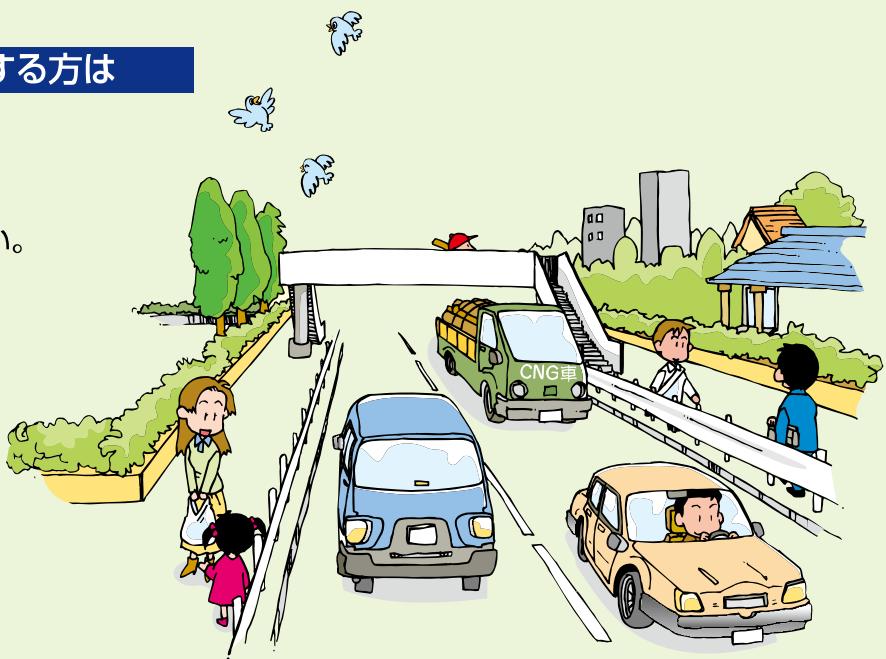
- エアークリーナの清掃やタイヤ空気圧の管理などの適正な車両の維持管理をする。
- エコドライブ、不要な積荷の抑制など環境に配慮した適正運転をする。
- 不要なアイドリングをしない。
- 自動車の使用を控え、なるべく公共交通機関を利用する。

### 荷主の方は

- 荷物の受託者からディーゼル車規制への対応、実施状況について定期的報告を受けることなどにより、ディーゼル条例の遵守状況の確認をする。

### 建設機械、農業機械を使用する方は

- 適正な燃料を使用する。
- 適正な整備をする。
- 適正運転をする。
- 不要なアイドリングをしない。



## 自動車を30台以上使用している事業者は 自動車環境管理計画書及び実績報告書を提出してください！

(環境保全条例 第55条の2、第55条の3、第55条の5)

千葉県内の事業所で使用している自動車(軽自動車、二輪車、特殊自動車、被牽引車を除く)の合計が30台以上の事業者(特定事業者)の方は、

- ①自動車環境管理計画書及び実績報告書を提出しなければなりません。
- ②自動車環境管理者を選任しなければなりません。

各様式は千葉県ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html>

### 自動車環境管理計画及び実績報告書

「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」に基づき、NOx及びPMの排出量及び削減目標、低公害車への代替計画等を作成するものです。

提出方法 法人単位で提出ください。（複数の事業所があっても1法人として提出）

提出先 千葉県庁本庁舎3階 大気保全課自動車公害対策班

提出期限 計画書：特定事業者となった日から90日以内

（前の計画に引き続き提出する場合は計画期間の開始の日から60日以内）

報告書：毎年6月29日（計画書を提出した年度の次年度から毎事業年度終了後90日以内）

未提出者、内容不十分の場合、勧告等を行います。その後も何ら対応しない場合は罰則(30万円以下の罰金)の適用があります。

注) 自動車NOx・PM法でも自動車の使用に係る計画書及び実績書の提出が義務づけられています。対象事業者は、同法で指定されている対策地域（P7参照）内に自動車を30台以上使用している事業者です。

### 自動車環境管理者の選任

自動車環境管理計画書の記載事項及び実施状況の把握等を行う「自動車環境管理者」を選任し、届け出してください。

## 自動車を200台以上使用している事業者は 低公害車を導入してください！

(環境保全条例 第56条の2)

千葉県内の事業所で使用している自動車(軽自動車、二輪車、被牽引車を除く)の合計が200台以上の事業者の方は、平成32年度末までに使用する自動車の40%以上を低公害車としてください。

40%に満たない場合、勧告を行います。その後も何ら対応しない場合は氏名を公表します。

《低公害車とは…》

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車・LPG自動車のうち国土交通省の平成17年基準50%低減レベル以上の低排出ガス認定自動車、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車・ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車及び燃料電池自動車です。

## アイドリング・ストップにご協力を! ~青い空、きれいな空気を子ども達に残すために~

(環境保全条例第56条の6)

千葉県条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジン停止を義務付けています。アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約にもつながります。

きれいな地球を未来に残すため、アイドリング・ストップにご協力をお願いします。

### こんな時、不要なアイドリングはやめましょう!

- 運転者が車から離れているとき
- 荷物の積み下ろしのとき
- 駅などで客待ち、人待ちのとき
- スーパー・コンビニなどで買い物のとき
- サービスエリアなどで休憩するとき



エコドライブキャラクター  
「エコ丸クン」

#### 「1日10分間アイドリング・ストップを行った時の効果」(環境省資料より)

代表的な車種	燃料消費量(ℓ/年)	二酸化炭素排出量(kg/年)
乗用車(2000cc ガソリン車)	51.1	32.85
大型トラック(10t積ディーゼル車)	80.3~109.5	58.4~80.3

#### こんな場合は、アイドリング・ストップ義務の対象外!

- 信号待ち・交通渋滞・人の乗り降りで停車する場合
- 貨物の冷蔵装置等の動力として使用する場合
- 緊急自動車を緊急用務で使用する場合

乗用車は、20分のアイドリングで牛乳瓶1本以上の燃料が使われます。  
アイドリング・ストップで青い空、きれいな空気を守りましょう!

### 運転者以外についても、次の事項が義務付けられています。

#### 自動車を使用する事業者

事業者が管理する自動車の運転者にアイドリング・ストップをするよう指導してください。

#### 収容能力20台以上又は面積500m<sup>2</sup>以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう、看板の掲示等により周知してください。

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務づけられています。駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

#### 貨物の積卸し施設設置者

冷蔵装置等を有する貨物自動車が積卸しの際、エンジンを停止した状態で冷蔵装置等を稼動できるよう、外部電源の設置に努めてください。

## 自動車販売業者は環境情報を提供してください！

(環境保全条例 第56条の4)

自動車販売業者は排出ガスの量などについて新車の環境情報を記載した書面等を備え置くとともに新車購入者に書面を交付し、説明しなければなりません。

### 環境情報の内容

燃料の種別、燃料の消費率、二酸化炭素の排出量、窒素酸化物排出量、粒子状物質排出量、騒音の大きさなどです。

## 自動車整備業者は検査結果の説明・助言をしてください！

(環境保全条例 第56条の7)

自動車整備業者は自動車の整備に際して、エンジン及びマフラー等の環境負荷の低減に係る装置を点検してください。また、整備依頼者へ検査結果を説明するとともに、適正管理を行うよう助言してください。

## ディーゼル車の燃料規制

(ディーゼル条例 第10条、第12条)

ディーゼル自動車を運行する人は重油や重油を混和した燃料など粒子状物質を増大させる燃料を使用することが禁止されています。また、ディーゼル自動車（建設機械類でキャタピラ等により移動できるものを含む）の燃料として販売することも禁止されています。

粒子状物質を増大させる燃料を使用したとき、販売したときは禁止命令を出します。  
従わないときは、罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。

### 自動車NOx・PM法(平成14年10月1日施行)対策地域

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、  
柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、  
浦安市、四街道市、白井市の16市

# 事業者の方への融資制度

以下の制度は、内容が変更される場合があります。

名 称	融資制度の内容
<b>環境保全資金 (県制度融資)</b>  【問い合わせ先】 ◎環境政策課 環境影響評価・指導班 ☎043-223-4135	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象者 中小企業者等(組合含む)</li><li>●対象経費 設備資金①低公害車(一定要件を満たす低排出ガス認定のバス・トラック・電気自動車等)の購入費用、②粒子状物質減少装置の装着費用</li><li>●融資限度額 5,000万円</li><li>●融資利率 年1.4~2.0%(平成29年2月現在)</li><li>●融資期間 設備資金:10年以内割賦償還(据置期間1年以内)</li><li>●信用保証料 必要に応じて信用保証協会保証。保証料率は1.9%以内。</li></ul>
<b>事業資金 (県制度融資)</b>  【問い合わせ先】 ◎取扱金融機関 ◎県経営支援課 金融支援室 ☎043-223-2707 ◎商工会議所・商工会 中小企業団体中央会	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象者 1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者等(組合含む)</li><li>●対象経費 設備資金(PM減少装置、事業用車両購入等)・運転資金</li><li>●融資限度額 設備資金:1億円 運転資金:8,000万円</li><li>●融資利率 年1.7~2.3%(固定金利ですが±0.5%の幅内で金融機関が金利を設定します。)(平成29年2月現在)</li><li>●融資期間 ・設備資金:10年以内割賦償還(据置期間1年以内) ・運転資金:7年以内割賦償還(据置期間1年以内)</li><li>●信用保証 必要に応じて信用保証協会保証。保証料率は年0.45%~1.9%</li></ul>

## ●お問い合わせ●

平成29年2月

### 千葉県環境生活部大気保全課 自動車公害対策班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎3階

Tel: 043-223-3810 Fax: 043-224-0949

ホームページ: <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/jouhou>